

# 令和 6 年 度 第 10 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 1 . 1 0

第 10 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年1月10日 午後14時30分

2 開会日時 令和7年1月10日 午後14時30分

3 閉会日時 令和7年1月10日 午後15時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
1	森井政紀	出	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	欠	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	奥野きたこ	推進委員	藤田潔
推進委員	藤原美代子	推進委員	大平章之
推進委員	大本憲治	推進委員	枝木俊彦
推進委員	林和美	推進委員	守屋芳明
推進委員	重見信夫	事務局長	木南達昭
推進委員	有本正義	事務局次長	向原学
推進委員	桑田圭介	主事	小川航平
推進委員	西山雅子	主事補	升谷公祐

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 31 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 32 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 33 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 34 号	農地利用集積計画（案）の決定について
報告第 33 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 34 号	貸借変更契約書の受理について
報告第 35 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
報告第 36 号	解約証書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会会長

10 番委員

11 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第10回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を10番大平委員、11番天野委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第31号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー49号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー49号でございます。〇〇から、〇〇へ参ります3条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>譲受人は、空き家バンクにて宅地とあわせて農地を購入するものです。</p> <p>譲受人は、農業経験がないため、営農計画書の提出があります。譲受人は県外在住となっておりますが、年内には、合わせて購入した隣接地へ転居するという旨の誓約書が提出されております。申請地では野菜を栽培予定です。</p> <p>農機具は草刈機と耕運機を所有しております。以上のことから、農地を取得するのが初めてだとしても、取得農地の規模を鑑みるに、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
〇番委員	事務局の説明どおり問題ありません。
	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー50号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー50号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、自宅付近の農地を購入する者です。</p> <p>譲受人は、長年の農業経験があります。申請地では野菜を栽培予定です。農業には、妻と二人で従事する予定です。申請地は自宅に隣接しています。以上のことから、申請地の耕作管理は十分可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー51号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー51号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲渡人は、令和5年度に農地法第3条第1項の許可を得て、申請地を譲り受けておりましたが、その後、家族の都合上、笠岡への移住が困難となったため、この度、申請地を適正に管理できる方に譲り渡そうとするものです。</p> <p>譲受人は、農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。申請地では果樹を栽培予定です。数ヶ月以内には申請地付近に移住予定です。農機具は草刈機を所有しています。農業には年間150日従事する予定です。以上のことから、農業経験が無いとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー52号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー52号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、自宅付近の農地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は、15年の農業経験がありますが、農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地では、すでに野菜や花が作付けされています。農業には妻と二人で従事しており、農機具は小型トラクターと軽トラを保有しています。以上のことから、農業経験が無いとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー53号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー53号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、家族が所有する農地を譲り受け、耕作を開始するものです。</p> <p>譲受人は、農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。譲受人は市外在住ですが、すでに、毎週申請地へ行き、耕作をしています。農業への従事は年間約50日ほどですが、果樹やいもなどの日数が少なくても栽培が可能なものを作付予定です。また、収穫の時期には土曜日にも農作業をする予定です。申請地には、さくらんぼ、イチジク等が作付けされており、じゃがいもとさつまいもも栽培する予定です。農業には夫婦で従事しており、農機具は草刈り機と耕運機を保有しています。以上のことから、農業経験が無いとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。なお、申請地には、農機具を保管するための物置がありますが、29条の届出が提出され</p>

	<p>ています。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー54号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー54号でございます。借受人は、キャベツ、玉ねぎを生産・加工、販売しています。申請地については、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの間、基盤法に基づく利用権設定をしていましたが、期間満了に伴い、農地法第3条に基づいて賃借権設定をするものです。同法人は、干拓地で大規模に農業経営を行っており、農機具等についても十分な台数を所有しております。また、元々利用権設定地であることから、申請地での耕作能力は十分有していると考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー55号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー55号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>譲受人は、柿畑の後継者を探していた譲渡人から申請地を譲り受けるもので</p>

	<p>す。</p> <p>譲受人は、7年の農業経験があります。申請地では引き続き柿を栽培する予定です。申請地は自作地と隣接しており効率的な農業が見込まれます。農機具は耕運機を保有しています。以上のことから、申請地の耕作管理は十分可能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー56号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー56号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(贈与)でございます。</p> <p>譲受人は、規模拡大のため、申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は40年の農業経験を有しており、トラクターや田植機、コンバイン等の農機具を保有しています。所有地では、主に水稻栽培を行っており、申請地でも同様に水稻栽培を行う予定です。農業には、子ども2人と共に従事しております。以上のことから、申請地の耕作管理は十分可能だと考えられます。</p> <p>なお、申請地である〇〇地区〇番地、〇〇地区〇番地には〇〇と〇〇によって10年間の使用貸借契約が締結されておりましたが、後程の報告案件にもごさいますとおり、既に解約済となっております。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)          挙手多数ということで決定させていただきます。          続きまして、ナンバー57号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー57号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。          譲受人は20年の農業経験があり、僅かながら所有農地もありますが、現時点で耕作されていなかったことから、営農計画書が提出されています。農業には、息子と二人で従事する予定であり、申請地ではイチジクを栽培予定です。農機具は豆トラクターと軽トラックを保有しています。以上のことから、農地を取得するのが初めてだとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能だと考えられます。          これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。          以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。          (全員挙手)          挙手多数ということで決定させていただきます。          続きまして、ナンバー58号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー58号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。          譲受人は、空き家バンクにて、宅地とあわせて農地を購入する者です。譲受人は5年の農業経験がありますが、農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。農業には両親と共に従事する予定であり、申請地では、キャベツ、白菜、大根を栽培する予定です。申請地までは車で数十分ほどですが、購入した申請地付近の宅地に転居予定です。農機具は、耕運機を購入予定です。以上のことから、営農計画書に記載の耕作管理は可能だと考えられます。          これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。          以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	本案件は、土地が広く、農地までの道も狭く入りくんでおり、大きな耕運機などは通るのが困難であることが予想され、本当に耕作できるのか疑問は残りますが、誓約書の提出もあるので、問題ないと思います。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー59号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー59号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は、20年の農業経験があり、農機具は耕運機を保有しています。所有地では野菜を栽培しており、申請地でも同様に野菜を栽培予定です。以上のことから、申請地の耕作管理は十分可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 以上でございます。よろしくお願いいいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー60号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー60号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は40年の農業経験がありますが、現在農地を所有していないことから、営農計画書の提出があります。農業には妻と二人で従事する予定であり、申請地では野菜、果樹を栽培予定です。自宅から申請地までの距離は約数十mです。農機具は耕運機を保有しています。以上のことから、農地を取得するのが初めてだとしても、営農計画書に記載の耕作管理は十分可能だと考えられます。

	<p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第32号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー13号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農業用施設用地、転用目的は農業用倉庫でございます。 申請者は、高齢になったため、既に所有している二階建ての農業用倉庫を利用することが困難であり、この度平屋の農業用倉庫を建築したいとのことです。 申請地は農用地区域内農業用施設用地であります、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であることから許可妥当であると思われま。</p> <p>周囲の影響につきましては、申請地と隣接地の境界部分に石垣を設置することによって、土砂の流出はないと思われま。雨水につきましては、敷地東側の既設水路に自然勾配により流入させるため問題無いと思われま。また、予定建築物の高さは約4mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われま。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー14号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>ナンバー14号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は農地改良でございます。</p> <p>申請者は、申請地で畑作物の育成をしたく、農地改良したいとのことです。農地改良をした後は畑としてイチジク及び季節野菜を作付けする予定であり、農地として活用していくものであるため許可妥当であると思われます。周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分にはブロックを設置することで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、自然浸透させるとのことです問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー15号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー15号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は農地改良でございます。</p> <p>申請者は、申請地で畑作物の育成をしたく、農地改良したいとのことです。農地改良をした後は畑としてイチジクを作付けする予定であり、農地として活用していくものであるため許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分にはコンクリートブロックを設置することで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、素掘り水路によって既設の暗渠に接続し、大冪池に排水することです、問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 33 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ナンバー 22 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー 22 号でございます。〇〇から〇〇及び〇〇へ参ります、5 条の使用貸借権設定（永年）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第 2 種農地、転用目的は住宅用地でございます。 借受人の父親が申請地隣地に居住しており、高齢である父親のサポートをしつつ共同で農業をするため、借受人は申請地に自己用住宅を建築したいとのことです。申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、コンクリート舗装をし、ブロックを設置するため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、既設集水柵を通して既存排水路に接続することにより、問題ないと思われます。また、住宅は高さ 4m 程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー 23 号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー 23 号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5 条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第 3 種農地、転用目的は露天駐車場でございます。 譲受人は、申請地を駐車場用地として転用したいとのことです。第 3 種農地であるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分にはブロック塀及び擁壁が設置されているため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、</p>

	敷地内勾配にて道路側溝へ流入するとのことで、問題ないと思われま す。 また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われま す。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー24号を上程致します。事務局の説明をお願いします。 す。
事務局	ナンバー24号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転 (売買)でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第2種農 地、転用目的は露天駐車場でございます。 譲受人は、申請地の隣接地に居住することとなっており、その土地には車を 停めるスペースがなく、申請地の隣接地は農地しかない状態であるとのこと です。申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該 申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できる ため、許可妥当であると思われま す。 周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分にはブロック擁壁を設置する とのことで、土砂の流出はないと思われま す。雨水につきましては、自然浸 透させるとのことで、問題ないと思われま す。また、建築物はないため、周 囲の農地への日照・通風に影響はないと思われま す。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー25号を上程致します。事務局の説明をお願いします。 す。

事務局	<p>ナンバー25号でございます。〇〇, 〇〇, 〇〇及び〇〇から〇〇へ参ります, 5条の所有権移転(売買)でございます。</p> <p>なお, 本案件につきましては, 審議については保留とさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局から説明があったとおり, 本案件は保留とさせていただきます。</p> <p>続きまして, 報告第33号「農作業等受委託契約書の受理について」, 報告第34号「貸借変更契約書の受理について」, 報告第35号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」, 報告第36号「解約証書の受理について」ですが, 関係委員の皆さまには, 今後の農地の活用について, ご指導のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で, 事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 2月4日(火)午前9時30分から <b>笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</b></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回申請書締切日1月17日(金), 議案発送日1月24日(金)</li> <li>・改選の面接について</li> </ul> <p>それでは, 以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>